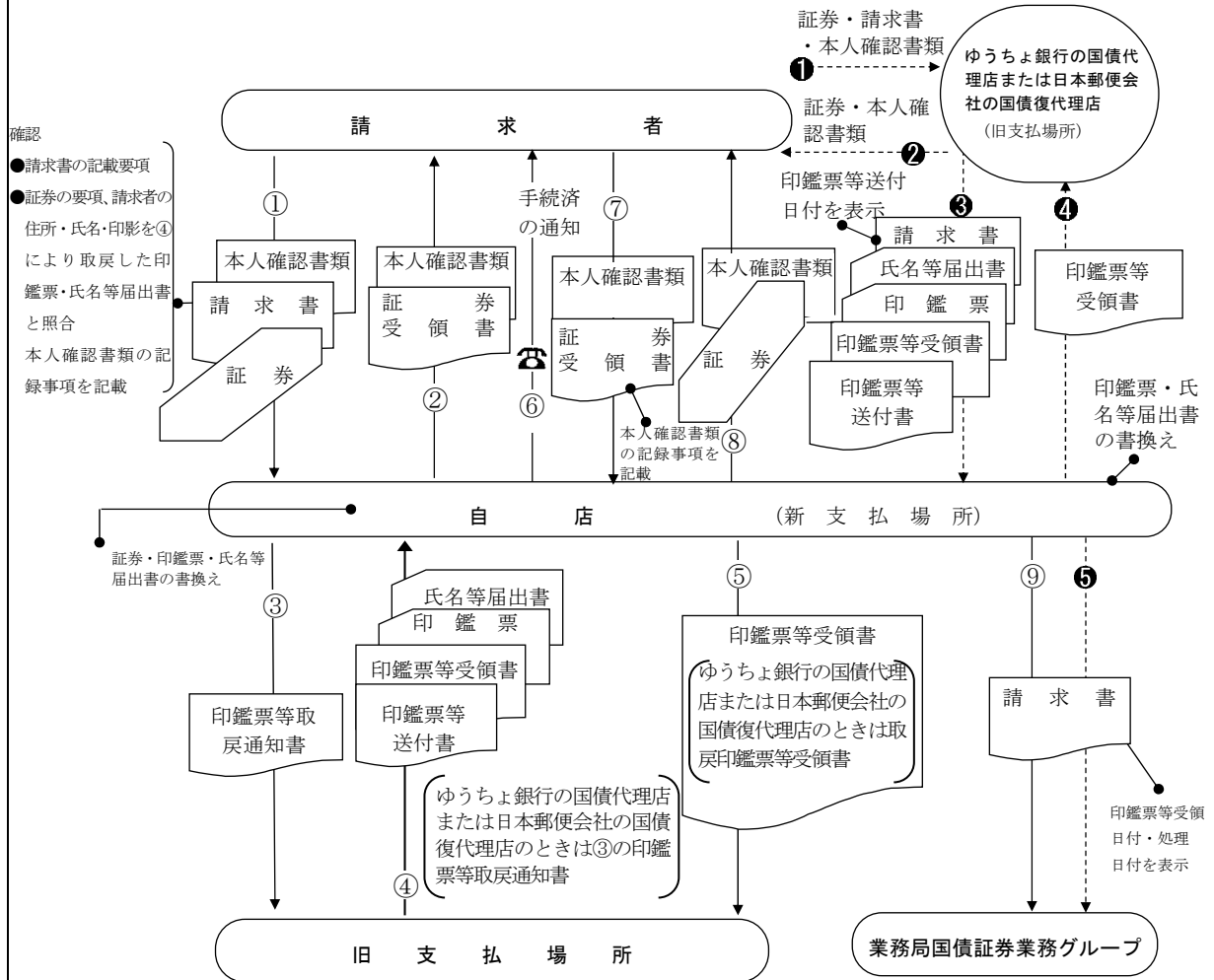


421 元利金支払場所変更の請求

あ ら ま し

1. 支払場所を他店から自店に変更のとき（自店が請求を受けたときの例）

* 点線はゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店受付分の流れ。



- 証券・請求書・本人確認書類を提出または呈示させ、印鑑票・氏名等届出書を旧支払場所から取戻したうえ、証券・印鑑票・氏名等届出書に記載の支払場所を書換える。

同時請求 同時に他の請求・届出を受けたときは、旧支払場所から印鑑票・氏名等届出書を取戻したうえ、それぞれの手続をする。

⇒ 429参照・同時請求の取扱い

- * 届出印廃止分以外の記名国債証券については、①、②、⑦、⑧、①および②の本人確認書類の授受、①および⑦の本人確認書類の記録事項の記載ならびに④および③の氏名等届出書の送付は要しない。

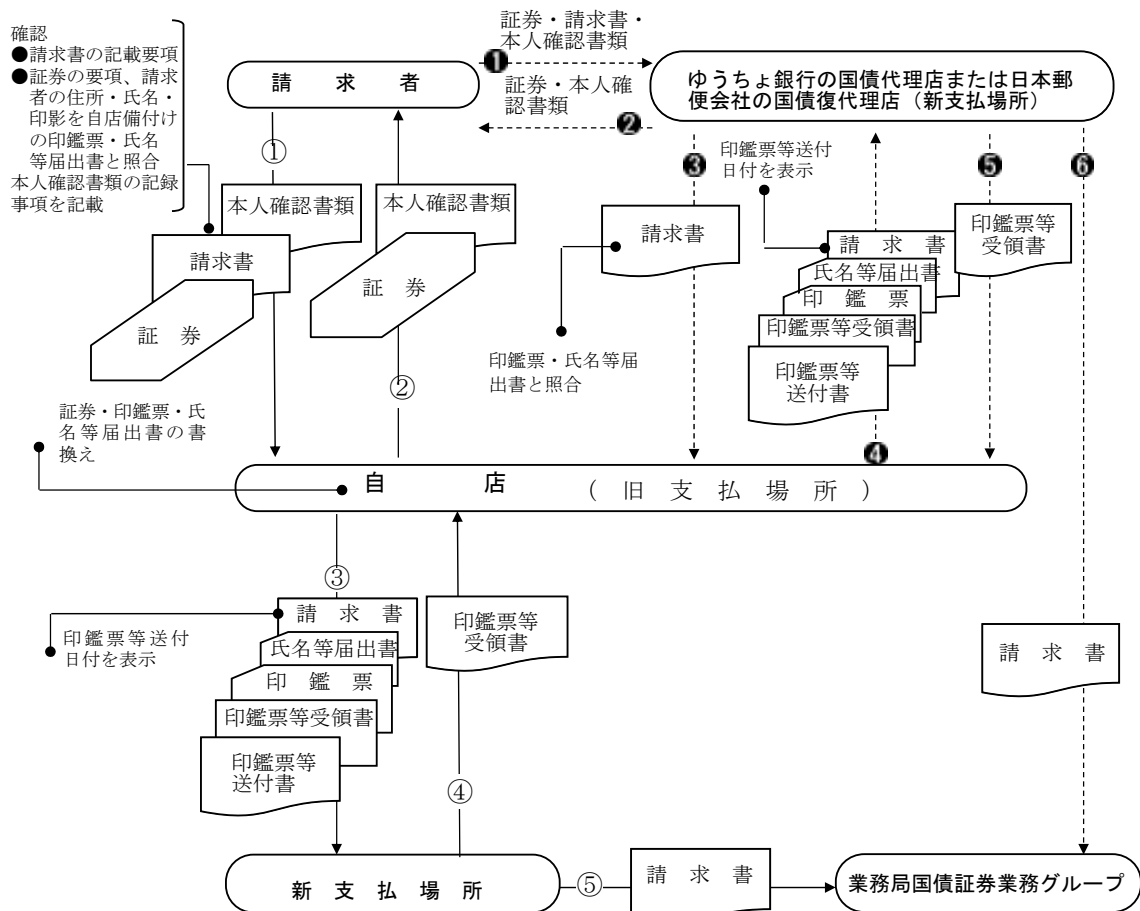
- * 届出印廃止分の記名国債証券については、①の印影照合ならびに④および③の印鑑票の送付は要しない。

- 支払場所が変更される証券の国債名称等が見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかるものであるときは、次の点に留意する。

- * 自店は、上図中③において旧支払場所から印鑑票等（見本証券添付分）を取戻すときは、当該印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）も取戻す。
⇒ 印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を取戻すときの取扱いは、412の2参照
- * 自店は、上図中④において旧支払場所から印鑑票等送付書・印鑑票等受領書または印鑑票等取戻通知書に代えて証券類送付書・証券類受領書の送付を受ける。
- * 自店は、上図中⑤において旧支払場所へ印鑑票等受領書または取戻印鑑票等受領書に代えて証券類受領書を送付する。
- * 自店は、上図中③において旧支払場所から請求書・印鑑票等（見本証券添付分）の送付を受けるときは、当該印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）の送付を受ける。このとき、自店は旧支払場所から印鑑票等送付書・印鑑票等受領書に代えて証券類送付書・証券類受領書の送付を受ける。
- * 自店は、上図中④において旧支払場所へ印鑑票等受領書に代えて証券類受領書を送付する。
- 取戻す印鑑票が日本銀行本店で保管する長期未払印鑑票であるときは、業務局国債証券業務グループの指示により取扱う。
⇒ 長期未払印鑑票については、412①参照

2. 支払場所を自店から他店に変更のとき（自店が請求を受けたときの例）

- * 点線はゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店受付分の流れ。



- 証券・請求書・本人確認書類を提出または呈示させ、証券・印鑑票・氏名等届出書に記載の支払場所を書換え、印鑑票・氏名等届出書・請求書を新支払場所へ送付する。
同時請求 同時に他の請求・届出を受けたときは、それぞれの手続をする。
⇒ 429参照・同時請求の取扱い
- * 届出印廃止分以外の記名国債証券については、①、②、①および②の本人確認書類の授受、①の本人確認書類の記録事項の記載ならびに③および④の氏名等届出書の送付は要しない。
- * 届出印廃止分の記名国債証券については、①の印影照合ならびに③および④の印鑑票

の送付は要しない。

- 支払場所が変更される証券の国債名称等が見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかるものであるときは、次の点に留意する。

- * 自店は、上図中③および④において新支払場所へ請求書・印鑑票等（見本証券添付分）を送付するときは、当該印鑑票等（見本証券添付分）等と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）も送付する。このとき、自店は、新支払場所へ印鑑票等送付書・印鑑票等受領書に代えて証券類送付書・証券類受領書を送付する。

- * 自店は、上図中④および⑤において新支払場所から印鑑票等受領書に代えて証券類受領書の送付を受ける。

4 2 1 - 1	自店が請求を受けたとき
-----------	-------------

4 2 1 - 1 - 1	届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い
---------------	---------------------

事務手順	取 扱 要 領	
①受付	支払場所を他店から 自店に変更のとき	支払場所を自店から 他店に変更のとき
	他 店 ⇒ 自 店 (受付店)	自 店 ⇒ 他 店 (受付店)
	<p>○ 元利金支払場所変更の請求を受けたときは、証券・記名国債証券元利金（償還金）支払場所変更請求書を提出させる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">請 求 書 記載例参照</div> <p>● 請求者が任意代理人または法定代理人等（法定代理人、代理権が付与されていない保佐人および補助人ならびに任意後見人をいう。）である場合には、4 1 6 または 4 2 7 の手続の要否を確認のうえ、必要なときはその手続も併せて行う。</p> <p>⇒ 4 1 6 参照・委任状 ⇒ 4 1 6 の 2 参照・委任状等の代書 ⇒ 4 2 7 参照・記名者の行為能力に関する届出</p> <p>* 証券保管証書による請求を受けたとき ゆうちょ銀行が発行した「証券保管証書」による請求は、受け付けることができない。</p> <p>● 「証券保管証書」は、ゆうちょ銀行の預金口座へ振替預入する方法により元利金の支払を行うため、証券を保管しているゆうちょ銀行が発行するもの。 この証券に関する請求・届出は、ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店で受け付けることとなっている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">引揚者特別交付金国庫債券 慰労金国庫債券 のとき 特別葬祭給付金国庫債券</p> <p>引揚者特別交付金国庫債券・慰労金国庫債券・特別葬祭給付金国庫債券は、他の記名国債証券と異なり、消滅時効（時効期間 1 0 年）の適用があるので、特殊事例 7 1 0 を参照のうえ取扱うこと。</p> </div> <p>○ 自店備付けの記名国債証券印鑑票から該当分を抜き出す。</p>	

②審査

○ 請求書に必要事項が明りょうに記載されており、証券の要項と一致していることを確かめる。

⇒ 支払場所名は、日本銀行のホームページの代理店等の一覧参照

● 廃印（ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店の場合には、日附印）が押されている証券については、請求を受付けることができない。

⇒ 142②参照・廃印の取消方法

他 店 ⇒ 自 店
(受付店)

自 店 ⇒ 他 店
(受付店)

* 証券に支払期日が到来している利賦札がついていても、そのまま請求を受付けてよい。

* 支払期日到来分の利賦札があるときは、同時に元利金の支払を行うこととなる。

⇒ 230参照・記名国債証券の元利払

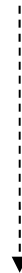
○ 請求書の処理欄に代理店名・受付日付を表示する。

⇒ 141②参照・代理店名などの表示

③国債証券受領書の作成・交付

○ 受入れた証券により証券受領書を作成し、請求者へ交付する。

⇒ 411-1①参照・証券受領書の交付



④印鑑票の取戻し

○ 旧支払場所から印鑑票を取戻す。

⇒ 412①参照・印鑑票・氏名等届出書の取戻し

* 取戻す印鑑票が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該印鑑票と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）も取戻す。

⇒ 412の2①参照・印鑑票等（見本証券添付分）・見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻し（見本証券（印鑑票等毎配付分）のみの取戻しを含む。）

○ 請求書の処理欄に「印鑑票等取戻日付」を表示する。

* 印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を取戻すときは、請求書の処理欄には上記の「印鑑票等取戻日付」を表示するほか、同欄の余白に「見本証券取戻日付」と記載し、その日付を表示する。

	他 店 → 自 店 (受付店)	自 店 → 他 店 (受付店)
⑤証券・請求書の 整理保管	<ul style="list-style-type: none"> ○ 証券・請求書は、後記⑦～⑨の手続きをするまで自店に保管する。 ⇒ 144 参照・証券の整理保管 	
⑥印鑑票との照合 確認など	<ul style="list-style-type: none"> ○ 印鑑票の送付を受けたときは、請求書の処理欄に「印鑑票等受領日付」を表示する。 * 印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を受領したときは、請求書の処理欄に上記の「印鑑票等受領日付」を表示するほか、同欄の余白に「見本証券受領日付」と記載し、その日付を表示する。 	
		↓
⑦証券・印鑑票の 書換え	<ul style="list-style-type: none"> ○ 証券・印鑑票に記載されている支払場所を書換える。 * 印鑑票の支払場所欄に（ 都道府県）が印刷されていても、新支払場所の所在する都道府県名を（ 都道府県）に記載する必要はない。 ⇒ 413 参照・証券・印鑑票・氏名等届出書の記載事項の書換え 	
		↓
⑧請求者への通知	<ul style="list-style-type: none"> ○ 請求書の処理欄に「処理日付」を表示する。 ○ 請求者へ手続済の旨を電話などにより通知する。 * 前記③により交付している証券受領書を持参するよう伝える。 	
		↓

	他 店 → 自 店 (受付店)	自 店 → 他 店 (受付店)
⑨証券の返付	<p>* 請求に際し、手続済の証券を郵送されたい旨の申出を受けているときは、上記の受領方通知を省略し、速やかに証券の送付手続きをする。 ⇒ 414参照・証券の送付請求</p> <p>○ 証券受領書と引換えに証券を請求者へ返す。 ⇒ 411-1②参照・証券受領書の回収</p>	<p style="text-align: center;">↓</p> <p>○ 証券を請求者へ返す。</p>
⑩請求書などの送付	<p>○ 請求書は、前記⑦の手続完了後、速やかに業務局国債証券業務グループへ送付する。</p>	<p>○ 請求書の処理欄に「印鑑票等送付日付」を表示のうえ、印鑑票・請求書を新支払場所へ送付する。 ⇒ 313①参照・印鑑票・氏名等届出書の送付</p> <p>* 送付する印鑑票が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該印鑑票と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を新支払場所へ送付する。このとき、請求書の処理欄に上記の「印鑑票等送付日付」を表示するほか、同欄の余白に「見本証券送付日付」と記載し、その日付を表示する。 ⇒ 見本証券（印鑑票等毎配付分）を送付するときの取扱いは、312①参照</p>

事務手順	取 扱 要 領	
	支払場所を他店から 自店に変更のとき	支払場所を自店から 他店に変更のとき
	他 店 ⇒ 自 店 (受付店)	自 店 ⇒ 他 店 (受付店)
①受付	<p>○ 元利金支払場所変更の請求を受けたときは、証券・記名国債証券元利金（償還金）支払場所変更請求書を提出させるとともに、請求者の本人確認書類を呈示させる。</p> <p>⇒ 4 1 5 参照・本人確認書類の種類および記録事項</p> <p>* 郵送による提出の場合には、本人確認書類の呈示に代えて、本人確認書類の写の提出をさせる。</p> <p>この場合、当該本人確認書類が次に掲げるものであるときは、それぞれに掲げる事項を請求者に伝える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人番号カード 当該写は表面のみとし、個人番号部分が表示されたものを提出してはならないこと。 ・ 国民年金手帳 基礎年金番号部分をマスキングしたものを提出すること。 ・ 国民健康保険の被保険者証、健康保険の被保険者証、船員保険の被保険者証、後期高齢者医療の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合の組合員証、地方公務員共済組合の組合員証または私立学校教職員共済制度の加入者証 被保険者等記号・番号等部分（QRコードを含む。）をマスキングしたものを提出すること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">請 求 書 記載例参照</div> <p>● 請求者が任意代理人または法定代理人等（法定代理人、代理権が付与されていない保佐人および補助人ならびに任意代理人をいう。）である場合には、4 1 6 または 4 2 7 の手続の可否を確認のうえ、必要なときはその手続も併せて行う。</p> <p>⇒ 4 1 6 参照・委任状 ⇒ 4 1 6 の 2 参照・委任状等の代書 ⇒ 4 2 7 参照・記名者の行為能力に関する届出</p> <p>* 証券保管証書による請求を受けたとき ゆうちょ銀行が発行した「証券保管証書」による請求は、受付けることができない。</p>	

②審査

- 「証券保管証書」は、ゆうちょ銀行の貯金口座へ振替預入する方法により元利金の支払を行うため、証券を保管しているゆうちょ銀行が発行するもの。

この証券に関する請求・届出は、ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店で受け付けることとなっている。

- 自店備付けの氏名等届出書から該当分を抜き出す。

- 請求書に必要事項が明りょうに記載されており、証券の要項と一致していることを確かめる。

⇒ 支払場所名は、日本銀行のホームページの代理店等の一覧参照

- 廃印（ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店の場合には、日附印）が押されている証券については、請求を受け付けることができない。

⇒ 142②参照・廃印の取消方法

* 証券に支払期日が到来している賦札が付属していても、そのまま請求を受け付けてよい。

* 支払期日到来分の賦札があるときは、同時に元金の支払を行うこととなる。

⇒ 230参照・記名国債証券の元利払

- 請求書に記載された住所・氏名が請求者の本人確認書類と一致することを確認する。

- 請求書の処理欄に代理店名・受付日付を表示する。

⇒ 141②参照・代理店名などの表示

- 請求書の「本人確認書類等の記録」欄に本人確認書類の記録事項を記載する。

⇒ 415参照・本人確認書類の種類および記録事項

* 請求者である記名者が被保佐人または被補助人で保佐人または補助人に代理権が付与されていない場合（補助人にあつては、同意権が付与されている場合に限る。）には、記名者および保佐人または補助人の本人確認書類の記録事項を記載する。この場合、どちらの記載が保佐人または補助人の本人確認書類の記録事項か分かるように「保佐人」等の文言を併せて記載する。

③ 国債証券受領書の作成・交付など

○ 受入れた証券により証券受領書を作成し、請求者へ交付する。

⇒ 411-2①参照・証券受領書の交付

○ 本人確認書類を請求者へ返す。

* 郵送による提出の場合には、本人確認書類の写を廃棄する。この場合、適宜の書面を請求者に転送不要郵便で送付する（同時に行われた他の請求・届出により、証券または当該請求・届出にかかる書類が請求者に転送不要郵便で送付される場合を除く。）。

④ 氏名等届出書の取戻し

○ 旧支払場所から氏名等届出書を取戻す。

⇒ 412①参照・印鑑票・氏名等届出書の取戻し

* 取戻す氏名等届出書が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該氏名等届出書と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）も取戻す。

⇒ 412の2①参照・印鑑票等（見本証券添付分）・見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻し（見本証券（印鑑票等毎配付分）のみの取戻しを含む。）

○ 請求書の処理欄に「印鑑票等取戻日付」を表示する。

* 印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を取戻すときは、請求書の処理欄には上記の「印鑑票等取戻日付」を表示するほか、同欄の余白に「見本証券取戻日付」と記載し、その日付を表示する。

⑤証券・請求書の
整理保管

- 証券・請求書は、後記⑦～⑨の手続をするまで自店に保管する。
⇒ 144参照・証券の整理保管

⑥氏名等届出書と
の照合確認など

- 氏名等届出書の送付を受けたときは、請求書の処理欄に「印鑑票等受領日付」を表示する。
 - * 印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を受領したときは、請求書の処理欄に上記の「印鑑票等受領日付」を表示するほか、同欄の余白に「見本証券受領日付」と記載し、その日付を表示する。

- 請求書に記載されている証券の要項、請求者の住所・氏名が氏名等届出書と一致していることを確かめる。
 - * 請求書の記載事項が氏名等届出書と相違するときは、所要の手続をする。
⇒ 429参照・同時請求の取扱い
⇒ 429の2参照・自店備付けの記名国債証券印鑑票・氏名等届出書または自店を支払場所とする記名国債証券の記載事項に誤りがあるときの取扱い

- 請求書の「本人確認書類等の記録」欄に本人確認書類の記録事項を記載する。
⇒ 415参照・本人確認書類の種類および記録事項

- * 請求者である記名者が被保佐人または被補助人で保佐人または補助人に代理権が付与されていない場合（補助人にあっては、同意権が付与されている場合に限る。）には、記名者および保佐人または補助人の本人確認書類の記録事項を記載する。この場合、どちらの記載が保佐人または補助人の本人確認書類の記録事項か分かるように「保佐人」等の文言を併せて記載する。

⑦証券・氏名等届出書の書換え

- 証券・氏名等届出書に記載されている支払場所を書換える。
 - * 氏名等届出書の支払場所欄に（ 都道府県）が印刷されていても、新支払場所の所在する都道府県名を（ 都道府県）に記載する必要はない。

⇒ 413参照・証券・印鑑票・氏名等届出書の記載事項の書換え

- 請求書の処理欄に「処理日付」を表示する。

⑧請求者への通知

- 請求者へ手続済の旨を電話などにより通知する。

- * 前記③により交付した証券受領書および本人確認書類を持参するよう伝える。

- * あらかじめ手続済の証券の送付請求を受けているときは、上記の通知を省略し、速やかに証券の送付手続をする。

⇒ 414参照・証券の送付請求

⑨証券の返付など

- 証券受領書と引換えに証券を請求者へ返す。

⇒ 411-2②参照・証券受領書の回収

- 証券および本人確認書類を請求者へ返す。

- * 郵送による提出の場合には、本人確認書類の写を廃棄する。この場合、適宜の書面を請求者に転送不要郵便で送付する（同時に行われた他の請求・届出により、証券または当該請求・届出にかかる書類が請求者に転送不要郵便で送付される場合を除く。）。

⑩請求書などの送付

- 請求書は、前記⑦の手続完了後、速やかに業務局国債証券業務グループへ送付する。

- 請求書の処理欄に「印鑑票等送付日付」を表示のうえ、氏名等届出書・請求書を送付する。

⇒ 313①参照・印鑑票・氏名等届出書の送付

- * 送付する氏名等届出書が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該氏名等届出書と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を新支払場所へ送付する。このとき、請求

書の処理欄に上記の「印鑑票等送付日付」を表示するほか、同欄の余白に「見本証券送付日付」と記載し、その日付を表示する。

⇒ 見本証券（印鑑票等毎配付分）を送付するときの取扱いは、3 1 2 ①参照

請求書の記載例

支払場所を他店から自店に変更のとき
(自店が請求を受けたときの例)

宛先（日本銀行本支店名または代理店名）および太枠の欄にご記入下さい。

書式 No. 200

支

記名国債証券元利金（償還金）支払場所変更請求書

日本銀行 ○○代理店 御中

	日付	3. 10. 1
郵便番号	〒	× × × × × × × × × ×
住所	○○市△△町1丁目2-5	
電話番号	××××× ×× ×××××	
捨印* 甲野 ②	氏名	甲野太郎
		印* 甲野 ②

※届出印廃止国庫債券（氏名等届出書が発行されたもの）の場合には押印不要です（捨印欄を含む）。

旧支払場所	△△郵便局
新支払場所	日本銀行○○代理店

下記記名国債証券の元利金（償還金）の支払場所を下記利賦札の払渡期から上記のとおり変更して下さい。

国債名称	第十一回特別弔慰金国庫債券					記名 (記名変更時は 現記名)	甲野太郎				
記号	額面金額	証券の番号(右詰で記入)					利賦札の払渡期 (元号を含め利賦札記載のとおり記入)				
い	250 千円	1	2	3	4	5	6	7	③ 令和4年 4月 15日 渡		

合計枚数 (日本銀行記入欄)	枚	合計額面金額 (日本銀行記入欄)	千円
-------------------	---	---------------------	----

(取扱機関処理欄)

受付印 <small>(当初受付けた郵便局名 または受付店および日付)</small>	印鑑票等取戻日付 <small>(新支払場所) または 送付日付 (旧支払場所)</small>	印鑑票等 受領日付 <small>(新支払場所)</small>	処理日付 <small>(新支払場所)</small>	業 務 局
④ 3. 10. 1 日本銀行 ○○代理店	3. 10. 1	3. 10. 8	3. 10. 8	受付印

⑤ 同時請求（各請求書等はそれぞれ同時に提出すること）
 記名変更 減紛失 改印 住所変更 汚損引換 行為能力変更

⑥ 証券交付時変更（日本銀行本支店・代理店だけの取扱）
 新規発行証券 減紛失代証券 汚損引換代証券

本人確認書類等の記録【届出印廃止国庫債券（氏名等届出書が発行されたもの）の場合のみ記入】

・書類名称または番号：	・発行番号等：
・発行体名称：	・発行年月日： 年 月 日

支

① 法定代理人等から請求を受けたときの記載例

- 親権者のとき (住所) 親権者の住所
(氏名) 「甲野一郎 (未成年者の氏名)
親権者 甲野 太郎 (父) ㊟
甲野 花子 (母) ㊟」

② 届出印廃止分の場合には、押印は要しない。

③ 利賦札に表示された年月日どおりに記載する (改元後の年月日が改元前の元号により表示されている場合であっても書換える必要はない)。

④ 代理店名・受付日付を表示する (請求受付店だけ)。

⑤ } 同時に受けた他の請求・届出の種類を表示する。
⑥ }

⇒ 429 参照・同時請求の取扱い

⑦ 届出印廃止分の場合には、請求者の本人確認書類の記録事項を記載する。

- 請求者が記名者のときの記載例
 - ・書類名称または番号：19
 - ・発行番号等：第 012345678900 号
 - ・発行体名称：〇〇公安委員会
 - ・発行年月日：令和 3 年 4 月 1 日
- 請求者が法定代理人 (親権者) 2 名 (父母) のときの記載例
 - ・書類名称または番号：甲野太郎 19
 - ・発行番号等：甲野太郎 第 012345678900 号
甲野花子 19 甲野花子 第 123456789010 号
 - ・発行体名称：甲野太郎 〇〇公安委員会
 - ・発行年月日：甲野太郎 平成 30 年 10 月 1 日
甲野花子 〇〇公安委員会 甲野花子 令和 3 年 4 月 1 日

4 2 1 - 2	他店が請求を受けたとき
-----------	-------------

4 2 1 - 2 - 1	届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い
---------------	---------------------

事務手順	取 扱 要 領
<p>①支払場所が自店 になるとき</p> <p>他店 → 自店 (受付店)</p>	<p>○ 旧支払場所から、記名国債証券元利金（償還金）支払場所変更請求書と一緒に記名国債証券印鑑票の送付を受けたときは、これを自店備付けの印鑑票として受入れる。</p> <p>* 支払場所が変更される証券の国債名称等が見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかるものであるときは、旧支払場所から請求書および該当の印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）の送付を受ける。</p> <p>⇒ 2 3 1 参照・自店備付けの記名国債証券印鑑票・氏名等届出書の取扱い</p> <p>* ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店から請求書・印鑑票の送付を受けたとき 請求書により、印鑑票に記載の支払場所を書換える。</p> <p>⇒ 4 1 3 ②参照・印鑑票の書換え</p> <p>○ 請求書は、処理欄に「印鑑票等受領日付」および「処理日付」を表示し、業務局国債証券業務グループへ送付する。</p> <p>* 請求書および該当の印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を受領したときは、請求書の処理欄に上記の「印鑑票等受領日付」等を表示するほか、同欄の余白に「見本証券受領日付」と記載し、その日付を表示する。</p>
<p>②支払場所が他店 になるとき</p> <p>自店 → 他店 (受付店)</p>	<p>○ 新支払場所から記名国債証券印鑑票等取戻通知書の送付を受けたときは、自店備付けの印鑑票から該当分を抜き出し、現在枚数から払出したうえ、速やかに新支払場所へ送付する。</p> <p>⇒ 3 1 3 ①参照・印鑑票・氏名等届出書の送付</p> <p>* 新支払場所から印鑑票等（見本証券添付分）および見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻通知書の送付を受けたときは、自店で整理保管している印鑑票等（見本証券添付分）および見本証券（印鑑票等毎配付分）から該当分を抜き出し、それぞれ現在枚数から払出したうえ、速やかに新支払場所へ送付する。</p> <p>⇒ 見本証券（印鑑票等毎配付分）を送付するときの取扱いは、3 1 2 ①参照</p> <p>⇒ 4 1 2 の 2 ②参照・印鑑票等（見本証券添付分）・見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻し（見本証券（印鑑票等毎配付分）のみの取戻しを含む。）</p> <p>* ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店から請求書の送付を受けたとき 新支払場所…ゆうちょ銀行の国債代理店または日</p>

本郵便会社の国債復代理店

- ① 請求書に記載・押なつされている証券の要項、請求者の住所・氏名・印影が該当の印鑑票と一致していることを確かめる。
 - 請求書の住所・氏名または印影が印鑑票と相違しているときは、その旨を記載した適宜の書面を印鑑票に添付する。
- ② 請求書の処理欄に「印鑑票等送付日付」を表示する。
 - * 送付する印鑑票が印鑑票等（見本証券添付分）であり、かつ当該印鑑票と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を送付するときは、請求書の処理欄に上記の「印鑑票等送付日付」を表示するほか、同欄の余白に「見本証券送付日付」と記載し、その日付を表示する。
- ③ 印鑑票・請求書をそのゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店へ送付する。
 - * 送付する印鑑票が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該印鑑票と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）も送付する。

書面の例示

〇〇郵便局

御中

〇年〇月〇日

日本銀行〇〇代理店

記名国債証券元利金（償還金）支払場所変更
請求書について

貴局から、標記請求書の送付を受けましたが、これに記載・押なつされた住所・印影が印鑑票のものと相違しています。

ついては、請求書に届出印の押なつを受けたうえ、支払場所変更および住所変更の手続を行って下さい。

以 上

事務手順	取 扱 要 領
<p>①支払場所が自店 になるとき</p> <p>他店 → 自店 (受付店)</p>	<p>○ 旧支払場所から、記名国債証券元利金（償還金）支払場所変更請求書と一緒に氏名等届出書の送付を受けたときは、これを自店備付けの氏名等届出書として受入れる。</p> <p>* 支払場所が変更される証券の国債名称等が見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかるものであるときは、旧支払場所から請求書および印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）の送付を受ける。</p> <p>⇒ 2 3 1 参照・自店備付けの記名国債証券印鑑票・氏名等届出書の取扱い</p> <p>* ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店から請求書・氏名等届出書の送付を受けたとき</p> <p>請求書により、氏名等届出書に記載の支払場所を書換える。</p> <p>⇒ 4 1 3 ③参照・氏名等届出書の書換え</p> <p>○ 請求書は、処理欄に「印鑑票等受領日付」および「処理日付」を表示し、業務局国債証券業務グループへ送付する。</p> <p>* 請求書および該当の印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を受領したときは、請求書の処理欄に上記の「印鑑票等受領日付」等を表示するほか、同欄の余白に「見本証券受領日付」と記載し、その日付を表示する。</p>
<p>②支払場所が他店 になるとき</p> <p>自店 → 他店 (受付店)</p>	<p>○ 新支払場所から記名国債証券印鑑票等取戻通知書の送付を受けたときは、自店備付けの氏名等届出書から該当分を抜き出し、現在枚数から払出したうえ、速やかに新支払場所へ送付する。</p> <p>⇒ 3 1 3 ①参照・印鑑票・氏名等届出書の送付</p> <p>* 新支払場所から印鑑票等（見本証券添付分）および見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻通知書の送付を受けたときは、自店で整理保管している印鑑票等（見本証券添付分）および見本証券（印鑑票等毎配付分）から該当分を抜き出し、それぞれ現在枚数から払出したうえ、速やかに新支払場所へ送付する。</p> <p>⇒ 見本証券（印鑑票等毎配付分）を送付するときの取扱いは、3 1 2 ①参照</p> <p>⇒ 4 1 2 の 2 ②参照・印鑑票等（見本証券添付分）・見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻し（見本証券（印鑑票等毎配付分）のみの取戻しを含む。）</p> <p>* ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店から請求書の送付を受けたとき</p> <p>新支払場所…ゆうちょ銀行の国債代理店または日</p>

本郵便会社の国債復代理店

- ① 請求書に記載されている証券の要項、請求者の住所・氏名が該当の氏名等届出書と一致していることを確かめる。
 - 請求書の住所または氏名が氏名等届出書と相違しているときは、その旨を記載した適宜の書面を氏名等届出書に添付する。
- ② 請求書の処理欄に「印鑑票等送付日付」を表示する。
 - * 送付する氏名等届出書が印鑑票等（見本証券添付分）であり、かつ、当該氏名等届出書と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を送付するときは、請求書の処理欄に上記の「印鑑票等送付日付」を表示するほか、同欄の余白に「見本証券送付日付」と記載し、その日付を表示する。
- ③ 氏名等届出書・請求書をそのうち銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店へ送付する。
 - * 送付する氏名等届出書が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該氏名等届出書と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）も送付する。

書面の例示

〇〇郵便局

御中

〇年〇月〇日

日本銀行〇〇代理店

記名国債証券元利金（償還金）支払場所変更
請求書について

貴局から標記請求書の送付を受けましたが、これに記載された住所が氏名等届出書のもので相違しています。

については、支払場所変更および住所変更の手続きを行って下さい。

ただし、記名者の住所変更による相違ではなく、氏名等届出書の住所の誤りによる相違の場合には、裁定機関に訂正依頼書の発出を依頼し、氏名等届出書の住所の訂正を行って下さい。

以上